資料１

広陵町子ども・子育て会議の概要

１　子ども・子育て会議とは

子ども・子育て支援法および児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策の推進に関し、必要な措置についての調査審議に関する事務を行います。

委員構成（令和8年度）

委員資格者	人数
(1)子ども･子育て支援に関し知識経験を有する者	3名
(2)子どもの保護者	4名
(3)子ども･子育て支援に関する事業に従事する者	4名
(4)若者（おおむね 30 歳未満の者）	2名
(5)一般公募	2名
計	15名

２　広陵町子ども・子育て会議設置の背景

近年、少子化の進行や共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー、不登校、孤独・孤立など、子どもや若者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。

このような社会情勢を踏まえ、国は平成 24 年に子ども・子育て支援法を制定し、平成 27 年４月から子ども・子育て支援新制度を開始しました。この制度では、市町村が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施するとともに、その提供体制を確保する責務が定められています。

また、市町村は、地域の実情に応じた教育・保育や子育て支援施策を計画的に推進するため、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、計画の策定又は変更に当たっては、子ども・子育て支援に関する合議制の機関の意見を聴くことが法律で定められています。

これを受け、本町では平成 25 年に広陵町子ども・子育て会議条例を制定し、広陵町子ども・子育て会議を設置しました。

さらに、令和５年に施行されたこども基本法では、市町村は国のこども大綱を勘案し、市町村こども計画の策定に努めることとされました。これを踏まえ、本町では、第３期広陵町子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者計画及びこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を包含した広陵町こども計画を策定し、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

こうした取組の一環として、本町では、平成 27 年度から第１期広陵町子ども・子育て支援事業計画を策定し、第２期、第３期へと引き継ぎながら、教育・保育の提供体制の確保や地域子ども・子育て支援事業の充実に取り組んできました。平成 30 年４月には「広陵北かぐやこども園」、令和５年４月には「畿央大学付属広陵こども園」を開園しました。また、令和８年４月には「認定こども園真美ケ丘第二小学校附属幼稚園」及び「ときわ広陵こども園」を開園するなど、教育・保育施設の整備を進め、教育・保育環境の充実を図ってきました。

国の制度と本町子ども・子育て支援事業計画及びこども計画策定の流れ

平成 24 年	子ども・子育て支援法制定
	↓
平成 25 年	広陵町子ども・子育て会議条例制定
	広陵町子ども・子育て会議設置
	↓
平成 27 年	子ども・子育て支援新制度施行
	第１期広陵町子ども・子育て支援事業計画策定
	↓
令和２年	第２期広陵町子ども・子育て支援事業計画策定
	↓
令和５年	こども基本法施行
	こども大綱策定
	↓
令和７年	第３期広陵町子ども・子育て支援事業計画策定
	↓
令和８年	広陵町こども計画策定

３　広陵町子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定又は変更するに当たり、合議制の機関の意見を聴くこととされています。また、市町村における子ども・子育て支援に関する事項について調査審議を行う役割を担っています。

広陵町子ども・子育て会議の主な所掌事務は、次のとおりです。

・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること
・広陵町子ども・子育て支援事業計画及び広陵町こども計画に関すること
・子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進及び実施状況に関すること
・家庭的保育事業等の認可及び認定こども園の指定等に関すること
・その他、町長の諮問に応じて子ども・子育て支援に関する重要事項に関すること

※ 詳細は、次頁の「広陵町子ども・子育て会議条例」をご参照ください。

４　今後のスケジュール

令和９年１月頃予定
　令和８年度第３回子ども・子育て会議
　・広陵西保育園の認定こども園化について
　・家庭的保育事業の認可の承認について

令和９年７月頃予定
　令和９年度第１回子ども・子育て会議
　・広陵町こども計画に関する進行状況について

【参考】

○広陵町子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日
条例第2号

(設置)

第1条　子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づく合議制の機関として、広陵町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条　会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。

(2)　法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。

(3)　法第61条第7項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。

(4)　町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(5)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定による家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可に関し意見を述べること。

(6)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第34条第1項に規定する指定又は同条第11項に規定する指定の取消しに関し意見を述べること。

(7)　こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画に関し意見を述べること。

(8)　子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関し意見を述べること。

(9)　子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第2項に規定する市町村計画に関し意見を述べること。

(10)　次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項に規定する市町村行動計画に関し意見を述べること。

(11)　前各号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じて子ども・子育て支援に関する重要事項に関し調査審議すること。

(令3条例30・全改、令6条例3・令7条例12・一部改正)

(組織)

第3条　会議は、委員16人以内で組織する。

2　会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1)　子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

(2)　子どもの保護者

(3)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4)　若者(おおむね30歳未満の者をいう。)

(5)　一般公募により募集し、町長が子ども・子育て支援に寄与すると認める者

(委員の任期)
第4条　会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任を妨げない。
(会長及び副会長)
第5条　会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
2　会長は、会務を総理し、会議を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
第6条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(関係者の出席等)
第7条　会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。
(庶務)
第8条　会議の庶務は、子ども・子育て支援担当部署において処理する。
(委任)
第9条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。